令和5年度

令和4年11月　松阪市教育委員会

就学援助制度のお知らせ

経済的な理由により市立の小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を市が援助します。

援助を受けることができるのは

（次のいずれかにあてはまるとき）

(1) 申請年度に対する前年の世帯の所得額が教育長の定める基準(下表参照)以内のとき。
(2) 市民税が非課税世帯のとき、または減免を受けているとき。
(3) 国民年金保険料の免除、または国民健康保険税の減免を受けているとき。
(4) 児童扶養手当を受けているとき。（児童手当は対象となりません。）

※生活保護を受けているときは申請できません。
※多気中学校へ就学の場合は多気町教育委員会（℡ 38－1121）へお問い合わせください。

所得基準のめやす

下表はおおよそのめやすで、生計同一世帯の人数や年齢、住宅形態等により異なります。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
世帯全員の合計所得額	約190万円	約250万円	約300万円	約350万円	約400万円	約450万円

所得額とは、給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。事業所得者は、収入から必要経費を引いた金額です。
賃貸住宅にお住いの場合は、上記合計所得額に住宅扶助分を加算した基準で審査します。

申請手続きについて

※継続の方も毎年申請が必要です。

【必要な物】

○ 保護者名義の預金通帳
○ 承認通知書の写し
（国民年金保険料の免除を受けている方）

※令和５年1月1日現在、松阪市に住民票のない方は、学校教育課又は各教育事務所にてマイナンバーの届出を行ってください。届出にはマイナンバーのわかるもの及び本人確認ができる書類が必要です。

【申請場所】（お問い合わせ先）

○ 各小中学校
○ 教育委員会事務局
学校教育課　（℡ 53－4388）
○ 北部教育事務所　（℡ 48－3821）
○ 西部教育事務所　（℡ 32－2300）

【受付期間】

令和5年1月4日(水)から
令和5年4月28日(金)まで

※ 5月1日以降も随時受け付けますが、申請月分からの支給となります。

令和5年4月にお子さんが小学校・中学校に入学される方へ

入学前に、**新入学学用品費**（入学準備金）の支給を受けることができます。
松阪市にお住まいで、令和5年4月に松阪市立の小学校・中学校に入学するお子さんがいるご家庭が対象です。

受付期間
令和5年1月4日 ～ 令和5年2月28日

◇支給日　1月末までの申請…2月28日
2月末までの申請…3月31日

※締切後も支給を受けることはできますが、支給日は7月末になります。

※既に令和４年度 就学援助の認定を受けている方は、入学前支給のための手続きは不要です。（兄姉が認定されている　など）

入学前支給を希望される方で、令和４年度に認定されていない方や、お子さんが初めて小学校へ入学される方は、**令和４年度、令和５年度の両方**を申請してください。

※裏面もご覧ください。

援助費目

援助費目（年額）	小　学　校					中学校	
	入学予定児	1年生	2～3年生	4～5年生	6年生	1年生	2～3年生
学用品費	—	11,630円	11,630円	11,630円	11,630円	22,730円	22,730円
新入学学用品費※1	54,060円	(54,060円)	—	—	60,000円	(60,000円)	—
通学用品費	—	—	2,270円	2,270円	2,270円	—	2,270円
校外活動費※2	—	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	2,310円	2,310円
給食費（実費額）	—	48,400円	48,400円	49,500円	49,500円	52,800円	52,800円
修学旅行費※３ 通学費・医療費※４	—	実費額				実費額	

※１　新入学学用品費は、小・中学校入学前(入学予定児、小学6年生)、または1年生(4月認定)が対象です。
入学前に支給を受けた1年生及び5月以降に申請された1年生は、支給対象になりません。

※２　校外活動費とは、宿泊を伴わないものが対象で、上記金額が上限です。
班別行動など均一に負担しない費用は対象外です。

※３　修学旅行費のうち、班別行動など均一に負担しない費用は対象外です。

※４　**医療費の対象は、学校保健安全法で定められた次の疾病に限ります。**
各小中学校に申込書がありますので、必ず受診前にお子さんの学校へ相談してください。

●トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性を除く)　●白癬[はくせん]、疥癬[かいせん]及び膿痂疹[のうかしん]　●中耳炎
●慢性副鼻腔炎（慢性に限る）及びアデノイド　● 齲歯[うし]（むし歯）　● 寄生虫病（虫卵保有を含む）

審査について

● 令和4年度入学前支給の審査結果は、申請の翌月末までに通知します。

● **令和5年度の審査結果は7月上旬に通知します。**6月以降に申請の場合は、申請の翌月下旬に通知します。
※審査の際に提出物が別途必要な場合は、個別にご連絡します。

支給について

支給日: それぞれの支給日前に支給金額などを記した支給通知を送付します。

申請月	支　給　日　（　支　給　内　容　）		
4月までに申請	**7/31**（4月分～7月分）	**12/8**（8月分～12月分）	**2/29**（1月分～3月分）
5月に申請	**7/31**（5月分～7月分）		
6～7月に申請	**9/29**（申請月分～7月分）		
8～10月に申請	—	**12/8**（8月分～12月分）	
11～1月に申請	—	—	**2/29**（申請月分～3月分）
2～3月に申請	—	—	随時（申請月分～3月分）

支給方法: 保護者の口座へ振り込みます。
ただし、学校納付金に滞納がある場合は、学校長口座に振り込むことがあります。

連絡事項

● **税の申告をされていない方は審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。**
所得がない方（被扶養者を除く）も、所得がない旨の申告をしてください。

● 新入学学用品費の入学前支給について、次の場合は入学前支給の対象ではありません。
・令和5年3月末までに市外へ転出される場合。
・令和5年4月に松阪市立の小中学校へ入学されない場合。

● 年度途中で世帯状況が変更になった場合は、学校教育課へご連絡ください。

● 小学校6年生及び中学生の認定者は、市が実施する学習支援事業「学習室」を利用できます。
詳しくは生活サポート係（℡ 53-4670）まで。